

佐賀県告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月九日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

基山町

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画公園事業 五・五・一〇一号 基山総合公園

三 事業施行期間

平成二年十月三十一日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし